## 第4期秋田県がん対策推進計画の策定について

#### 1 計画策定の趣旨

がん予防や医療の充実に向けた取組の推進、患者それぞれの状況に応じた支援 など、本県のがん対策の目指す方向と施策を示す第4期秋田県がん対策推進計画 を策定する。

- ·計画期間:令和6年度~令和11年度
- ・計画の位置付け:本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進する指針である とともに、がん対策推進法第12条第1項に規定する都道 府県がん対策推進計画として策定

#### 2 計画策定の考え方

- ・ 本年3月に策定された国の「第4期がん対策推進基本計画」を基本としつつ、 「第3期秋田県がん対策推進計画」の成果や課題などを踏まえた内容とする。
- ・ 秋田県医療保健福祉計画など他の計画との整合性を図りながら策定を行う。

#### 3 第4期計画の構成(案)について

全体目標

第3期計画に引き続きがんによる死亡者の減少を掲げるとともに、「がんの 予防」、「がん医療の充実」及び「がんとの共生」などを施策の柱に掲げる。

分野別の施策

「現状と課題」、「取り組むべき施策」、「個別目標」を記載項目とし、国の第4期計画を基本として、本県特有の課題等に対応する施策内容とする。

- 計画の構成(主な記載内容)
  - (1) 秋田県がん対策推進計画について (策定趣旨、計画の位置づけ、計画期間)
  - (2) 基本方針

(県民総参加による総合的かつ計画的ながん対策を推進)

(3) がんをめぐる本県の現状 (罹患・死亡、予防、検診、医療、患者支援の状況などを記載)

### (4) 全体目標

(「がんによる死亡者の減少」を引き続き目標として設定すると ともに予防、医療の充実、共生に関する目標を設定)

- (5) 分野別の施策と個別目標
  - ①がん予防
  - ②がん医療の充実
  - ③がんとの共生
  - ④基盤の整備
- (6) がん対策の推進体制

## 4 計画骨子案について

- ・ 国の第4期計画を踏まえ、新たに取り組むべき項目や強化すべき取組を記載
- ・ 令和6年度からの6年間の本県におけるがん対策の指針となるべき施策や基本的な項目を設定

# 第4期秋田県がん対策推進計画骨子(案)

(参考) 第4期がん対策推進基本計画(国)	第4期秋田県がん対策推進計画骨子(案)
はじめに	第1章 秋田県がん対策推進計画について
	第2章 基本方針 第3章 がんをめぐる本県の現状
第1 全体目標と分野別目標	第4章 全体目標
1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	1 がんによる死亡者の減少
2 患者本位で持続な可能ながん医療の提供	2 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	3 がん医療の充実
	4 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
第2 分野別施策と個別目標	第5章 分野別施策と個別目標
1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	I がん予防
<ul><li>(1) がんの1次予防</li><li>① 生活習慣について</li></ul>	1 がんの1次予防 (1)生活習慣について
② 感染症対策について	(2) 感染症状対策について
(2) がんの2次予防(がん検診)	2 がんの2次予防(がん検診)
① 受診率向上対策について	(1) 受診率向上対策について
② がん検診の精度管理等について	(2) がん検診の精度管理等について
③ 科学的根拠に基づくがん検診の実施について	
2. 患者本位で持続可能ながん医療の提供	Ⅱ がん医療の充実
(1) がん医療提供体制等	1 がん医療体制及び各種治療の充実
① 医療提供体制の均てん化・集約化について	<ul><li>(1) がん医療提供体制について</li><li>(2) がんだんと原体について</li></ul>
②がんゲノム医療について	(2) がんゲノム医療について(新) (2) ない療法について(毛体療法、共自的療法、基準療法、主持療法)
③ 手術療法・放射線療法・薬物療法について ④ チーム医療の推進について	(3) 各治療法について(手術療法、放射線療法、薬物療法、 <u>支持療法)</u> 2 チーム医療の推進
⑤ がんのリハビリテーションについて	3 がんのリハビリテーションの推進
⑥ 支持療法の推進について	3 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進について	4 がんと診断されたときからの緩和ケアの実施
(3 安心してくらせる社会の構築 ⇒ 2 がん医療の提供)	(III がんとの共生⇒ II がん医療へ移動)
	(1)緩和ケアの提供について
	(2)緩和ケア研修会について(人材育成)
	(3)普及啓発について
⑧ 妊孕性温存療法について(新)	5 妊よう性温存療法について(新)
(2) 希少がん及び難治性がん対策	<u>6</u> 希少がん及び難治性がん
(3) 小児がん及び A Y A 世代のがん対策 (4) 高齢者のがん対策	7 小児がん・A Y A 世代のがん(高齢者を単独項目へ)
<u>(4) 局断者のかん刈束</u>   (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装 (新)	<u>8 高齢者のがん(新)</u>
3. がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	□ がんとの共生
(1) 相談支援及び情報提供	1 相談支援・情報提供
① 相談支援について	(1)相談支援について
② 情報提供について	(2)情報提供について
(2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援	2 地域との連携に基づくがん対策・がん患者支援
	(1)拠点病院等と地域との連携について
┃ ┃(3) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)	(2) 在宅緩和ケアについて 3 がん患者等の就労を含めた社会的な問題
(3) がん思有寺の任芸的な问題への対象(リハイハーシップ支援) ① 就労支援について	3 かん思有寺の就方を含めた任芸的な问题 (1) 就労支援について
② アピアランスケアについて(新)	_(2) アピアランスケアについて(新)_
③ がん診断後の自殺対策について(新)	(3) がん診断後の自殺対策について(新)
④ その他の社会的な問題について	(4) その他の社会的な問題について
(4) ライフステージに応じた療養環境への支援	<u>4</u> ライフステージに応じたがん対策
① 小児・AYA世代について	
② 高齢者について	(2) 高齢者について
4. これらを支える基盤の整備	N 基盤の整備
(1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進 (2) 人材育成の強化	1 がん研究
(2) 人材育成の強化   (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発	│ 2 人材育成 │ 3 がん教育・がんに関する知識の普及啓発
(4) がん登録の利活用の推進	4 がん登録(IIがん医療⇒IV基盤の整備)
(5) 患者・市民参画の推進(新)	
<u>(6) デジタル化の推進(新)</u>	5 デジタル化の推進(新)
第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	第6章 がん対策の推進体制
1. 関係者等の連携協力の更なる強化	1 計画の推進体制
2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策(新)	2 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策(新)
3. 都道府県による計画の策定	3 県民等の役割
4. 国民の努力	4 達成状況の検証と計画の見直し
5.必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化	
6.目標の達成状況の把握	
7. 基本計画の見直し	